

高額介護合算療養費の 申請書を送付します



問合せ
国保ねんきん課 ☎ 33-4490

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減するために、平成20年4月から設けられた制度です。平成28年7月31日時点で後期高齢者医療制度に加入している世帯で**支給の見込みがある対象者に対して12月中旬以降、申請書を送付します。**

※計算期間内の途中で保険が変わった場合や市町村を越える住所変更をした場合は、申請書が届かない場合があります。申請する場合は、下記の支給要件と算定基準額を参考に申請してください。申請の際には、以前加入していた医療保険者または介護保険者から発行された「**自己負担額証明書**」が必要になる場合があります。詳しくは担当窓口にご相談ください。



計算期間

平成27年8月1日～平成28年7月31日の1年間

申請に必要なもの

健康保険証、介護保険証、印鑑、支給対象者名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）、マイナンバーまたは通知カード

申請書提出先

国保ねんきん課又は各支所担当窓口

請求の時刻

計算期間の末日（7月31日）の翌日から2年以内に申請してください。

■支給対象者と支給要件、算定基準額

（基準日：平成28年7月31日）

【支給対象者】

後期高齢者医療制度加入者本人

【支給要件】

計算期間内に世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から、算定基準額を差し引いた額が5000円を超えた場合

区 分		算定基準額
現役並み所得者	医療機関での自己負担額が3割の人	67万円
一般	現役並み所得者・区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	56万円
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）	31万円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得場が0円（年金収入の場合は80万円以下の人）	19万円

熊本地震で被災された人への保険料の減免や一部負担金の還付があります

平成28年熊本地震で住宅の全半壊などの被災をした人は、以下の減免などの申請ができますので、詳しくは国保ねんきん課までご相談ください。

- ◆保険料減免申請・・・住宅の損害の状態により平成28年度の保険料が減免されます
- ◆一部負担金等免除申請・・・医療機関などで医療費の一部負担金の免除を受けるための「一部負担金免除証明書」を発行します
- ◆一部負担金等還付申請・・・医療機関などで支払った医療費の一部負担金を還付します

後期高齢者医療保険料の「口座振替領収書」の送付を廃止します

これまで「後期高齢者医療保険料」を口座振替で納付した人に、全納期終了後、一括して「口座振替領収書」を送付していましたが、平成28年度から廃止します。

この「口座振替領収書」は、口座振替で納付済みとなった金額のお知らせであり、確定申告にはお使いできません。確定申告の社会保険料控除用の明細をご希望の場合は、「確定申告用納付額明細書」の手続きをお願いします。